

商品名	
○新型カーローン	
ご利用いただける方	○次の要件全てに該当する方 ①当庫の営業地区内に居住または勤務している方 ②融資時年齢が満20歳以上、完済時65歳以下であること ③安定継続した収入があること
お使いみち	○自動車購入資金（後付オプション購入を含みます）、車検費用、免許取得費用等。 上記用途の既存の借入資金 ※購入車両の車検証のご名義が、ご本人、ご家族に限定させていただきます。 個人売買については、お取り扱いしておりません。
ご融資金額	○10万円以上500万円以内（1万円単位） ※前年度年収（事業所得の方は申告所得）の130%以内となります。
ご融資期間	○10年以内 ※据置はございません。
ご融資利率	○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動金利 *適用金利は、窓口までお問い合わせください。当金庫ホームページでもご覧いただけます。
ご返済方法	○元利均等毎月返済 月々決まった金額（元金+利息）を返済する方法です。 ※原則ボーナス月の増額返済はできません。
連帯保証人・担保	○原則不要 ※当金庫が必要と認めた場合には、連帯保証人が必要となります。
保証料	○不要
延滞損害金	○年14.60%
支払方法	○購入先に振込み
必要書類	○本人確認資料 運転免許証（写）＜運転免許証を所持していない場合は、パスポート（写）、健康保険証（写）、顔写真付住民基本台帳カード（写）、運転経歴証明書（写）＞ ○年収確認書類（公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類） ○資金用途確認書（注文書・見積書等（写）・借換の場合、残高ならびに名義がわかる書類） ○その他（当金庫が必要と認めた書類）
手数料（消費税込）	○返済条件を変更する場合には、金庫所定の手数料がかかります。 ○繰上げ返済時には、金庫所定の手数料がかかります。
その他の事項	○返済額のご試算は、窓口までお問い合わせください。 ○借入利率は、窓口、ホームページにてご確認ください。 ○お申込みに際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合があります。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。

商品名	○新型カーローン
	紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲介センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。

日本海信用金庫